



※(素案P)は「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)」(素案)のページ番号を示しています。

計画の基本的考え方 (素案 P32)

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(第7期計画)では、新宿区基本構想で掲げる平成37(2025)年のめざすまちの姿を踏まえ、現計画(第6期)の基本理念や「地域包括ケアシステム」の推進に向けての取組を発展的に受け継ぎながら、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の構築に向けて、総合的に施策を推進していきます。

《基本理念》

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

《平成37(2025)年の地域の将来像》

心身ともに健やかに
いきいきとくらするまち

支援が必要になっても
生涯安心してくらするまち

だれもが互いを尊重し 支え合うまち

基本目標1 (素案 P80～)

支え合いの地域づくりをすすめます

- 施策1 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり【重点Ⅰ】
- 施策2 介護者への支援
- 施策3 安全・安心なくらしを支えるしくみづくり

基本目標2 (素案 P94～)

社会参加といきがいづくりを支援します

- 施策4 いきがいのあるくらしへの支援
- 施策5 就業等の支援

基本目標3 (素案 P102～)

健康づくり・介護予防をすすめます

- 施策6 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸【重点Ⅱ】

基本目標4 (素案 P103～)

最期まで地域の中で自分らしくくらするよう 在宅療養支援体制を推進します

- 施策7 くらしやすいまちづくりと住まいへの支援
- 施策8 高齢者総合相談センターの機能の充実
- 施策9 介護保険サービスの提供と基盤整備
- 施策10 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
- 施策11 自立生活への支援(介護保険外サービス)
- 施策12 認知症高齢者への支援体制の充実【重点Ⅲ】
- 施策13 地域における在宅療養支援体制の充実

重点的取組

【重点Ⅰ】 施策1 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり (素案 P44～54)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、高齢者も含めた区民が主体的に地域の担い手となって、お互いに生活を支援する体制を整備していく必要があります。新宿区における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による「地域の活力」を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを進めます。

【重点Ⅱ】 施策6 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸 (素案 P55～67)

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。そのために、要介護の原因となるロコモティブシンドロームの予防など健康づくりの普及啓発や機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるようしくみづくりを進めていきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、若年期からの健康づくりも推進していきます。

【重点Ⅲ】 施策12 認知症高齢者への支援体制の充実 (素案 P68～79)

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実や、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症の正しい知識を普及させていきます。

新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)(素案)

介護保険事業計画の位置づけ (素案 P146)

- 介護保険法に基づき3年を1期として策定
 - ・介護サービスの整備計画
 - ・第1号被保険者(65歳以上)の保険料の算定
- 介護保険制度の財源
 - ・公費(国・都・区): 50%
 - ・保険料(第1号、第2号被保険者): 50%

介護保険制度改正 (素案 P146)

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・国から提供されたデータを分析の上、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載。
- 医療・介護の連携の推進等
 - ・医学管理や看取り等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設。
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

2. 介護保険制度の持続可能性の確保

- 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(平成30年8月)
- 介護納付金への総報酬割の導入(平成29年8月)
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では「総報酬割」とする。

※制度改正について
 ・項目は主な内容
 ・()内は実施時期

地域包括ケアの推進 (素案 P153)

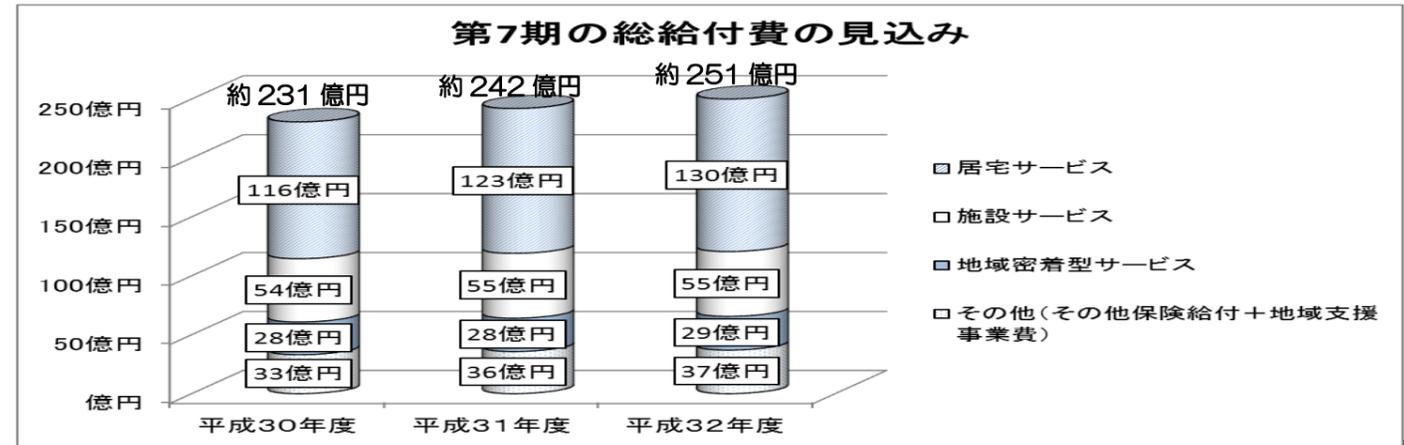
介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

〔平成28年度 高齢者の保健と福祉に関する調査〕(P107)
 介護が必要になっても在宅での生活を継続して希望している方の割合
 ■ 一般高齢者【重点】: 61.9% ■ 要介護認定者: 84.9%

介護保険サービスの充実 (素案 P153～)

サービス種別	現況 (平成29年10月1日現在)		目標 (平成32年度末)	
■ 地域密着型サービス等	—	—	—	—
①認知症対応型共同生活介護	10所	162人	13所	234人
②小規模多機能型居宅介護	6所	162人	9所	239人
③看護小規模多機能型居宅介護	2所	48人	(※②又は③を整備)	
④ショートステイ	10所	117人	11所	126人
■ 特別養護老人ホーム(区内)	8所	615人	9所	659人

総給付費の見込み (素案 P158)



第7期の介護保険料基準額 (素案 P159～)

第7期の総給付費見込額(概算)は、現時点で約723億円と見込みます。総給付費見込額(概算)を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を大まかに試算すると、月額7,200円程度になります。今後、介護報酬の改定、介護給付準備基金の活用、介護保険制度改正の影響を踏まえて、最終的に介護保険料基準額を算定します。

●第7期介護保険料基準額(月額)の試算●

◎総給付費 約723億円(第7期) (第6期の約689億円から約5%増)

※総給付費=介護保険サービスにかかる保険給付費+地域支援事業費

《主な増加要因》

- 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加
- 介護保険サービスの充実による利用量の増加
 - ・居宅サービス(訪問看護、通所介護、ショートステイ等)
 - ・地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護等)
 - ・特別養護老人ホーム

